別表七の一の記載要領第一号中「第３項」を「第４項」に、「の規定」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。次号において「平成22年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成22年旧法」という。）第81条の９（第３項を除く。）（連結欠損金の繰越し）の規定」に改め、同第二号中「「控除未済連結欠損金額（前期の(3)）又は(8)　(1)」」を「「控除未済連結欠損金額（前期の(5)）又は(11)　(1)」」に、「最初の連結事業年度及び法第81条の９第４項各号」を「法第81条の９第２項各号に掲げる場合若しくは同条第５項各号に規定する場合に該当することとなつた連結事業年度又は平成22年改正法附則第26条第４項若しくは第７項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９第２項各号に掲げる場合若しくは同条第４項各号」に、「「（前期の(3)）又は」」を「「（前期の(5)）又は」」に、「「又は(8)」」を「「又は(11)」」に改め、同第四号中「「控除未済連結欠損金額（(4)＋(6)－(7)）又は(5)　(8)」」を「「控除未済連結欠損金額（(7)＋(9)－(10)）又は(8)　(11)」」に、「最初の連結事業年度」を「最初の連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）」に、「「(4)＋(6)－(7)）又は」」を「「(7)＋(9)－(10)）又は」」に、「「又は(5)」」を「「又は(8)」」に改め、同号を同第六号とし、同第三号を同第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

５　「(7)」から「(11)」までの各欄の内書には、法第81条の９第３項に規定する特定連結欠損金額を記載すること。

別表七の一の記載要領第二号の次に次の一号を加える。

３　「(1)のうち特定連結欠損金額（前期の(6)）又は（11の内書）　(2)」の欄は、調整連結事業年度にあつては「（前期の(6)）又は」を消し、調整連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は（11の内書）」を消すこと。

別表七の一付表一及び別表七の一付表二を次のように改める。